

毎週 月・水・金曜日発行



# 熊本県公報

## 目 次

規 則	
熊本県税条例施行規則の一部を改正する規則	(税 務 課) 一
訓 令	
熊本県税事務取扱規程の一部を改正する訓令	(税 務 課) 三

## 規 則

熊本県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十五日

熊本県知事 潮 谷 義 子

### 熊本県規則第十号

熊本県税条例施行規則の一部を改正する規則

熊本県税条例施行規則(昭和三十年熊本県規則第四号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項中、「第六十二条の第二項、第六十二条の第三項(第六十二条の第四項、第六十二条の第七項及び第六十二条の八第二項において準用する場合を含む。）」を「第六十二条の第五項(第六十二条の六第二項において準用する場合を含む。）」を、「第七十三条の二十七の第二項、第七十三条の二十七の第三項(第七十三条の二十七の四第三項、第七十三条の二十七の七第三項、第七十三条の二十七の八第二項及び第七十三条の二十七の九第二項において準用する場合を含む。）」、「第七十三条の二十七の第五項(第七十三条の二十七の六第一項において準用する場合を含む。）」、

法附則第十一条の第三項、法附則第十一条の四第二項、法附則第十一条の四第四項、法附則第十一条の四第六項、法附則第十一条の四第八項、法附則第十一条の四第十項及び法附則第十二条第一項」に改める。

「税 額 円」  
 「別記第三号の五様式(表)中  
 税率・年税額 上記税額と同じ」

「税 額 円」  
 「備考  
 別記第十八号様式を次のように改める。」

別記第十八号様式(第10条、第22条関係)

不動産取得税 通知書

平成 年 月 日

様

熊本県 地域振興局長  
熊本県熊本県税事務所長 印

あなたが取得された不動産に対する不動産取得税について、次のとおり決定しましたので通知します。

減額等の種類：

(課税番号) 納税者番号： 所管： 取得区分： 課税期月： 納期限：

区分	課税標準額		税 額	
	当初決定額			
今回決定内容	減額等の額			
	決定額			
	徴収猶予額			
	徴収猶予期限		変更後納期限	

根拠法令等	既 納 付 額	

この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により熊本県知事に対して審査請求をすることができます。  
 なお、審査請求書(2通)は知事あてにして、当地域振興局(県税事務所)を經由して提出してください。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別記第三号の五様式の改正規定は、平成十四年四月一日から施行する。

熊本県訓令第5号

本庁各部課（総室・室）  
各 地 方 出 先 機 関

熊本県税務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成十四年三月二十五日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県税務取扱規程の一部を改正する訓令

熊本県税務取扱規程（昭和四十七年熊本県訓令第9号）の一部を次のように改正する。  
第四十四条中「建築家屋調査資料箋」を「建築家屋調査資料せん」と改める。  
第四十六条第一項第三号及び第三号中「不動産取得税入力表（承継）」を「土地・建物登記（登録）済資料せん」と改める。  
別記第十八号様式中「住所」を「住所（所）」と改める。  
別記第二十三号様式及び第二十四号様式中「資料箋」を「資料せん」と改める。  
別記第二十五号様式を次のように改める。

別記第25号様式（第46条関係）

カ-1 事務所	課税期月	納税者番号	管理番号	課税	申告	土地・建物登記（登録）済資料せん 【不動産取得税入力表（承継）】	
C1							

  

1	登記原因 A 水害 B 水災 C 文書 D 寄附 E 回復	権利受入人 住所 登記簿 寄附人 住所	所在地 番地	氏名 （名称） （カナ） （フリガナ）	持分

  

2	目 A 宅地 L 宅地比準土地 B 山林 C 田 D 畑 E 農野 F 雑種地 I 公衆用道路	所有地及び地番番号 又は家屋番号	地 目	登記原因 年月日	登記原因 年月日	建物の種類構造 床面積	地積又は 床面積	面積又は 床面積	領 格 （円）

  

3	建物の種類構造 A 居住 B 店舗 C 事務所 D 倉庫 E 木造 F 1 鉄骨 F 2 鉄骨 G 瓦 H 亜 I スレート J 陸 K 平 L 2 M 3	地番等	A・L・B C・D・E F・I	A・B・C・D E・F・I・J G・H・I・J K・L・M	（建） （住） （住） （住）	（千円） （千円）	（千円） （千円）	税 額 減 額	中告書受付日

  

4	住居価格	免税点	控除額	課税標準額 3%	課税標準額 4%	税 額	減 額	中告書受付日

  

5	項目	控除減額事由（租税法令等）	コード	額	中告書受付日
8					
9					
10					
11					
12					
13					

  

14	住所	郵便番号	共有者数	課税地	課税住所

  

カナ住所	課税住所

平 平 発  
成 成 行  
十 十 所  
四 四 熊  
年 年  
三 三  
月 月  
二 二 本  
十 十  
五 五 日  
日 日 印  
發 發 刷  
行 行 行

附 則  
この訓令は、平成十四年三月二十五日から施行する。

印刷所

熊本市国府四丁目一〇番地  
株式会社 秀巧  
電話代 〇九六―二八六―三三二



古紙配合率100%